

平成21年1月30日
航空局技術部乗員課

スカイネットアジア航空（株）所属の操縦士に対する行政処分等について

平成20年5月に明らかとなった、スカイネットアジア航空（株）所属の操縦士が航空身体検査証明を不適切に取得していた等の一連の事案について、本日、次のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

行政処分①

概要：操縦士A（機長）は、平成14年2月に消化器系の手術を受けた後に、航空身体検査基準に適合していることについて必要な確認を受けないまま乗務を継続し、また同手術の既往歴や同手術後に服用していた薬について申告を行わずに航空身体検査証明を更新し、平成20年8月まで乗務を継続していた。この行為は、航空法第70条及び第71条に抵触しており、同法30条第1号に該当する。

また、当該機長は航空身体検査において当該既往歴等を故意に申告しなかったものであり、航空法第30条第2号の非行に該当する。

処分内容：航空業務停止20日

行政処分②

概要：操縦士B（副操縦士）は、消化器系の手術歴等（航空身体検査基準に不適合）について、申告を行わずに航空身体検査証明を取得（平成16年11月）・更新し、平成20年5月まで乗務を継続していた。この行為は、航空法第71条に違反しており、同法第30条第1号に該当する。

また、当該副操縦士は航空身体検査において当該既往歴等を故意に申告しなかったものであり、航空法第30条第2号の非行に該当する。

処分内容：航空業務停止20日

行政指導

その他に航空身体検査証明の不適切な取得等が明らかとなった同社所属操縦士に対し、次のとおり行政指導を行った。

操縦士4名：文書警告（行政指導）

操縦士5名：文書注意（行政指導）